

アイエム ニュース!!

第41号

2016.7.10

発行

【記事の内容】

医療法人

増加し続ける医療法人

税 務

持分の定めのある社団医療法人から
出資額限度法人への移行時の税務(17)

コンサルティング

事業承継コンサルティング(2)

労務管理 ①

～ストレスチェック制度がスタート～(3)

労務管理 ②

『社会保険の適用が強化されます!』

保険・資産運用

『長期療養資金』を考える

医療経営のご相談は、(有)アイエムが承ります



有限会社 アイエム (石川県医師会関連団体)

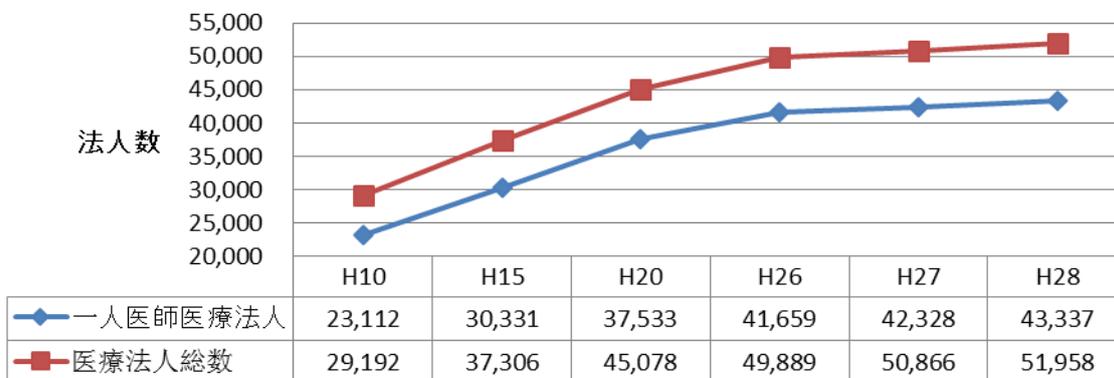
金沢市鞍月東2丁目48番地(石川県医師会・日赤共同ビル) TEL:076-239-3820 FAX:076-239-3821

詳しくは(有)アイエムのホームページをご覧ください。 <http://www.im-med.co.jp/>

増加し続ける医療法人

厚生労働省が毎年6月頃に、3月末時点での医療法人数（種類別、都道府県別）を報告していることをご存知でしょうか？

医療法人数の推移(全国)



厚労省「医療法人数の推移について(H28年3月31日)」より抜粋

上のグラフは厚生労働省発表「医療法人数の推移について（H28年3月31日）」から抜粋し作成したものです。

医療法人総数および一人医師医療法人数は、制度創設より一貫して増加しており、近年においても、前年比で2%程の増加傾向が続いています。

医療法人総数に占める一人医師医療法人の割合は83.4%（H28年）となっています。

＜県内の状況＞

前述の資料によると、県内の医療法人総数は462法人、うち一人医師医療法人設立認可件数（医科）は295件となっています。

また、厚労省「医療施設動向調査（H28年3月末 概数）」によると、県内の医療施設総数は1,448施設、うち医科診療所は873施設となっています。

これらのデータを基に県内の医療法人化率を試算しますと（異なる調査データを基に算出しているため、あくまで参考値です）、全体（病院及び医科・歯科診療所を含む）で32%、医科診療所で34%と算定されます。

＜医療法人化を検討してみませんか？＞

医療法人が増え続ける理由は、やはり医療法人化によるメリットが大きいからです。そのメリットとしては以下のようなものがあります。この機会に、医療法人化について一度ご検討されてはいかがでしょうか？

＜医療法人化のメリット＞

- ①所得の分散による節税効果が期待できる
- ②経費化できる支出の幅が広がる
- ③事業承継・相続対策に有利である
- ④社会保険診療報酬の源泉徴収がなくなる
- ⑤院長及び配偶者へ退職金を支給することができる
- ⑥事業拡大が図れる

税務・会計



税理士法人 ノチデ会計
代表税理士 後出博敏

会社紹介

昭和51年創業。スタッフ(27名)の中に、税理士・医業経営コンサルタント・社会保険労務士・行政書士・FP・事業再生士などを有する総合事務所。顧問先の多数を占める医業分野には特に力を注いでおり、「経営のトータルアドバイザー」として税務会計のみならず医業経営に関する情報提供・改善提案などを行っている。また、(一人医師)医療法人化・特定医療法人及び基金拠出型医療法人等への持分なし医療法人化、「医業経営塾」等の各種セミナー開催、病医院の診療圏調査・患者分布調査なども実施している。

平成25年1月に医業経営コンサルティング専門会社「樹金沢医業経営研究所」を立ち上げ、グループとして税務会計・経営改善の両面から医業経営を支援している。 URL http://nochide_kaikei.tcnf.com

持分の定めのある社団医療法人から 出資額限度法人への移行時の税務(17)

Q

持分の定めのある社団医療法人が、社員総会において定款を変更して「出資額限度法人」に移行した場合の法人税、所得税及び贈与税の関係について

A

持分の定めのある社団医療法人から出資額限度法人に移行した場合においては、定款に一定の定めをおいている限り、法人税、所得税および贈与税の課税は発生しません。

1 「出資額限度法人」のモデル定款の内容等

- ① 社員資格を喪失したものは、払込出資額を限度として払戻しを請求することができること。
- ② その社団医療法人が解散した場合の財余財産は、払込出資額を限度として分配するものとする。
- ③ 解散したときの払込限度額を超える財余財産は、社員総会の議決によって、都道府県知事の認可を経て、国もしくは地方公共団体または租税特別措置法67条の2に定める特定医療法人もしくは医療法42条2項に定める特別医療法人に帰属させるものとする。
- ④ ①から③までの定めは変更することができないものとする。ただし、特定医療法人または特別医療法人に移行する場合はこの限りではない。

2 医療法人の精算所得課税、出資者のみなし配当課税およびみなし譲渡課税

持分の定めのある社団医療法人から出資額限度法人への移行は、定款の変更によって出資に係る権利を制限することとするものですが、依然として出資持分の定めを有する社団医療法人であることには変わりなく、この定款変更をもって、医療法人の解散・設立があったとみることはできません。したがって、医療法人の精算所得課税、出資者のみなし配当課税、出資払込みに伴うみなし譲渡課税等の問題は生じないこととなります。

3 剰余金相当部分の移転による課税

定款変更により出資額限度法人に移行したとしても、医療法上は、再び定款を変更して元の出資持分の定めのある医療法人に戻ることについて何ら規制がなく、後戻りが可能です。このことから、出資額限度法人への移行により、従来出資者に帰属していた法人財産に対する持分のうち払戻出資額を超える部分が確定的に他の者に移転したということもできません。したがって、評価益等の未実現利益を含む剰余金相当額に対する課税も生じないこととなります。

税務・会計



会社紹介

昭和57年創業。相続税・事業承継対策、医療・社会福祉法人の会計指導・税務指導、経営計画の策定指導、経営審査等各種届出（行政書士業務）を主な業務内容とし、特に相続税・事業承継対策を中心に幅広い活動を行っている。

今村会計事務所
所長・税理士 今村

修

URL <http://imamura.ne.jp/>

事業承継コンサルティング(2)

医療法人を設立した際に子供たちにも均等に出資してもらった。これまで経営は順調に推移し、子供たちも成長し後継者候補が決まりつつある。

しかし、将来子供が後を継ぐ際に、継がない子供から出資持分の払戻し請求をされると、うちの医療法人がどうなってしまうのかが心配だ。



このような心配事が現実になるかも知れません。

病医院において、事業の承継が大きな経営課題になっています。そこで病医院における事業承継情報を数回にわたってご紹介します。

ポイント. 2 一般社団法人とは

先生方は、社団法人と聞いて日本医師会などの公益性の高い法人を想像されると思います。従来の社団法人の設立は、主務官庁による許可が必要で設立がかなり困難でした。また「官僚の天下り先」などの問題点が各方面より指摘され、その問題を解決する必要がありました。

今回テーマの一般社団法人は、2008年12月施行の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」により、株式会社等と同じく法務局での登記手続きを行えば誰でも設立できるようになった社団法人のことです。

一般社団法人は、一定の要件を満たしていれば設立可能で、事業目的に公益性がなくても構いません。ただし従来の社団法人のような税制上の優遇措置は無く、原則的に株式会社等と同様に、全ての事業が課税対象となります。

一般社団法人が医業経営にどのような影響を与えるのでしょうか？
今回はこの一般社団法人の特徴について触れさせていただきます。

今回は「一般社団法人の特徴」

事業承継のご相談は、気軽にお問い合わせ下さい！ (初回相談無料)

- ・ 医療法人コンサルティング
「持分なし医療法人」移行検討
「認定医療法人」制度等の医療法人対策
- ・ 人財コンサルティング
後継者教育、スタッフ教育など



経営改善・
経営相談



株式会社メディカコンサルティング
専務取締役 松浦実利

会社紹介

平成19年6月、税理士法人 富税理士事務所(現 富&スターシップ税理士法人) 医業コンサルティング部を法人化。立地探しから行う開業支援・マーケティングコンサルティングや、医療法人・社会福祉法人の設立支援に加え、病院・クリニックの事業承継コンサルティングなど富経営グループの総合力を活かしたコンサルティングを展開。

URL <http://www.mediciconsulting.co.jp/>

～ストレスチェック制度がスタート～(3)



今回は、ストレスチェックの実施について、具体的な内容を紹介します。特に、**注意!**の部分はしっかりチェックしておいてください。

なお、ストレスチェックを行うことが努力義務とされている事業場（従業員数50人未満）において導入しようとする際にも、以下の内容を参考にしてください。

ストレスチェックの実施とその注意点

<ストレスチェックの実施>

○質問票を労働者に配って、記入してもらいましょう。

※1 使用する質問票は、次の①～③の種類の質問が含まれていれば特に指定はありませんが、何を言えばよいか分からない場合は、国が推奨する57項目の質問票を使いましょう。

- ① ストレスの原因に関する質問項目
- ② ストレスによる心身の自覚症状に関する質問項目
- ③ 労働者に対する周囲のサポートに関する質問項目

※2 ITシステムを利用して、オンラインで実施することもできます。厚生労働省がストレスチェック実施プログラムを無料で公開しています。



○ 記入が終わった質問票は、医師などの実施者（またはその補助をする実施事務従事者）が回収しましょう。

注意！ 第三者や人事権を持つ職員が、記入・入力の終わった質問票の内容を閲覧してはなりません！

○ 回収した質問票をもとに、医師などの実施者がストレスの程度を評価し、高ストレス*で医師の面接指導が必要な者を選びます。

* 自覚症状が高い者や、自覚症状が一定程度あり、ストレスの原因や周囲のサポートの状況が著しく悪い者を高ストレス者として選びます。選び方については、厚生労働省が基準を定めています。

○ 結果（ストレスの程度の評価結果、高ストレスか否か、医師の面接指導が必要か否か）は、実施者から直接本人に通知されます。

注意！ 結果は企業には返ってきません。

結果を入手するには、結果の通知後、本人の同意が必要です。

参考] 結果の通知については、法律条文では次のように書かれています。

<労働安全衛生法66条の10第2項>

事業者は、前項の規定により行う検査（編注：ストレスチェック）を受けた労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該検査を行った医師等から当該検査の結果が通知されるようにしなければならない。この場合において、当該医師等は、あらかじめ当該検査を受けた労働者の同意を得ないで、当該労働者の検査の結果を事業者に提供してはならない。

○ 結果は、医師などの実施者（またはその補助をする実施事務従事者）が保存します。

※ 結果を企業内の鍵のかかるキャビネットやサーバー内に保管することもできますが、第三者に閲覧されないよう、実施者（またはその補助をする実施事務従事者）が鍵やパスワードの管理をしなければなりません。

次回はストレスチェックの結果に基づく面接指導、不利益な取り扱いの防止についてです。

労務管理



梶 康 祐

会社紹介

当オフィスは40年の伝統と歴史、信用を誇り、法令に基づいた人事労務管理のエキスパートとして、企業の健全な発展と明るい職場作りに努め、クライアントの皆様と共存共栄を図ってまいります。

島総合マネジメントオフィス
社会保険労務士法人ツインズ
野々市事務所代表社員
特定社会保険労務士

URL <http://www.hatake.biz>

『社会保険の適用が強化されます！』

お客様の会社で社会保険の調査があり、年金事務所へ行ってきました。その担当者から今年の10月から社会保険の適用が厳しくなりますよ、という情報をいただいたのでお伝えします。

今年の10月から従業員が500人超の事業所に勤務しているパートで次の3つの要件すべてに該当する方は社会保険に加入しなければなりません。（平成31年以降は従業員500人以下の事業所も適用予定となっています。）

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上
- ② 月額賃金88,000円以上（年収106万円以上/残業代や通勤交通費などは含まない）
- ③ 継続して1年以上雇用されることが見込まれること

これまで、結婚している女性の場合、夫の健康保険の扶養でいるためには、年収130万円以内であれば、健康保険や厚生年金保険料を負担しなくてよかったわけですが、上記の要件を満たせばその妻も社会保険に加入することが必要になります。

それに加えて、適用を強化するため厚生労働省は5月13日付で保険局保健課長名の「短時間労働者に対する健康保険・厚生年金の適用拡大に係る事務の取扱いについて」といった通達を出しています。その中では従来の判断基準であった「①1日又は1週間の労働時間が正社員の概ね3/4以上であること②1ヶ月の労働日数が正社員の概ね3/4以上であること」が廃止され、平成28年10月1日以降は、「1週の所定労働時間」及び「1月の所定労働日数」が同一の事業所に使用される通常の労働者の3/4以上である場合には適用するとしています。先ほどの担当者から聞いた話では、「1週30時間」というのが基準となり、「概ね」という概念がなくなるため30時間ちょうどで勤務している場合にも適用されてしまうことになるそうです。ただし、この30時間には残業時間は含めないことになっており、すべて雇用契約書がどうなっているのかで判断するということでした。（あまりにも実態とかけ離れている場合はダメ）

社会保険料の徴収は、ここ数年で大幅に強化されており、建設業、運輸業などの未適用事業所の強制適用や滞納保険料の徴収は大変に厳しいものになっています。

医療費や年金等の社会保障給付費（平成25年度）は、110兆6,566億円で、過去最高の水準となっている中で、消費税増税が再延期されるなど、社会保障の財源がいつそう注目されています。平成28年版の「高齢社会白書」が5月20日に閣議決定されましたが、その中で、日本、ドイツ、アメリカ、スウェーデンの60歳以上の男女を対象とした意識調査の結果も示されていて、4か国すべての高齢者の約9割が老後の生活に満足していると回答されています。しかし、日本の高齢者の77.5%は経済的に困ってはいないものの、50歳までに老後の経済生活の備えを「とくに何もしていない」と答えた人が42.7%と最も多くなっているそうです。（他国は20%台）いかに厚生年金が老後の生活の支えになっているかがわかりますね。

しかし、65歳以上の生活保護受給者が増加傾向にあり、被保護世帯の半数が高齢者世帯という調査結果も出ていて、今後は低年金者対策の必要性が課題になりそうです。

労務管理



会社紹介

私共の事務所は、複雑化する労務の問題を経営者と一緒に解決していくという考え方に立っています。使用者と労働者の関係が複雑化する中で、少しでも経営者のお役に立てるようあらゆる面でのサポートを心がけており、よりよい職場環境作りのお手伝いをさせていただきます。

『長期療養資金』を考える

先生が病気やけがでお仕事ができなくなった場合の『長期療養資金』について考えてみたいと思います。死亡保障を目的とした生命保険に加入していると、ご主人が万が一亡くなった場合はご家族がまとまった保険金を受け取り、その後の生活資金に充てることで経済的なダメージを埋めることができます。ところが、病気やけがの種類によって治療が長期にわたる場合は、高額療養費制度（健康保険の被保険者で自己負担が高額になった場合、一定の額を超えたものは保険制度から払い戻される）で治療費の負担は軽減されるものの、収入が途絶え、一方で住宅ローンや医療機器等のローンなどが残っている場合は、支払いを継続しなければならないというダブルパンチの状況に陥ります。また、職員さんの当面の給与をどのように手当てするかも考慮する必要があります。これらの問題を解決するための「保険」とそれぞれの機能について下記の通り整理してみました。

医療保険

- ◆ 病気やけがで入院された場合の保険です。
- **主な保障内容** ・入院給付金：入院給付日額×入院日数 ・手術給付金：（例/入院日額の10倍・20倍・40倍） ・その他、生活習慣病や女性特定疾病を手厚く保障する特約、3大疾病にかかった場合、保険料が免除される特約等があります。
- ◎ **保険選びのポイント** ・支払限度日数（1回の入院・通算入院）最近では1入院60日・120日、通算1,000日のものが主流です。 ・何日目の入院から対象になっているか、日帰り入院から保障されるものが主流です。 ・手術給付金が日帰り手術に対応しているか、最近は大腸ポリープ手術等日帰り手術が増加しています。入院を伴わない手術にも対応しているかどうかご確認ください。 ・保険期間と払込期間、終身タイプでも払込期間を終身にして解約返戻金のないものを選べば割安な保険料で加入することができます。 ・先進医療特約が付加されているか、最近発売されている医療保険やがん保険には先進医療特約を付加できるものが増えています。現在、粒子線治療に代表される先進医療は保険外対象となっており、例えば、肺がんで重粒子線治療を受けた場合の技術料は約308万円（厚生労働省「第27回先進医療専門家会議資料平成20年3月12日」と言われています。先進医療特約を付けていれば保険会社によりますが、2,000万円までの範囲で技術料の実費が支払われます。しかも特約保険料は医療保険で各社100円/月額前後と大変リーズナブルになっています。

所得補償保険（損害保険）

- ◆ 入院の有無に関わらず、就業不能（約款上の規定に基づきます）の状態になられた場合に、申込み時に定められた先生の収入を補償します。
- **お支払い例**（損保ジャパン日本興亜、東京海上日動） ・所得補償保険（保障期間1年）＋入院初期費用担保特約にご加入の場合、保険金/月額200万円の所得補償保険にご加入の先生が5ヶ月間病気で入院した場合、保険金…200万円×5か月＝1,000万円 ※オプションで団体長期障害所得補償保険・代診費用特約等を付加することができます。

がん保険

- ◆ 「がん」は日本人の死因第1位ですが、治療その他に多額の費用がかかるため「がん保障」に特化した保険です。「がん」はもはや不治の病ではなく、治すための対策を考える時代になってきたと言えます。
- **主な保障内容** ・診断給付金：がんと診断確定されたとき一時金として受け取れます。 ・がん入院給付金：入院給付日額×入院日数 ・がん手術給付金：約款所定の手術を受けられたとき受け取れます。（例：入院給付日額の20倍等） ・がん通院給付金：がん治療のために通院された時（通院給付日額×通院日数）を受け取れます。 ・先進医療給付金：がんの診断や治療で先進医療を受けた時、一時金や実費が所定の範囲で受け取れます。
- ◎ **保険選びのポイント** ・診断給付金の額、通常は入院・手術の有無に関わらず給付されますので、がん治療を開始するにあたり、まとまった一時金があつて大変助かったという声をよくお聞きします。上皮内がんの場合は給付金が1/10あるいは1/2となる商品もありますのでご確認ください。 ・診断給付金を受け取れる回数、1回のみ給付されるという商品と何回でも給付される商品があります。なお、何回でも給付される商品には、2回目以降は入院を伴う治療に限定されたり、前回の給付から2年以上経過している等の条件がつくことがあります。 ・支払い対象となる手術、放射線照射や温熱療法、ファイバースコープによる手術の場合は60日に1回などの条件が付く場合があります。 ・先進医療特約の付加と給付内容、治療内容により実費の上限が定められているケースがあります。 ・保険期間と払込期間、終身タイプでも払込期間を終身にして解約返戻金のないものを選べば割安な保険料で加入することができます。

保険・資産運用

株式会社リスクマネジメント
ラボラトリー
ゼネラルマネージャー 光林 昭二



会社紹介

平成12年5月設立、本支店17拠点。全国23都道府県（北陸3県含む）の医師会・医師協同組合と連携し、医療機関経営という観点から、セミナー活動、情報提供、個別相談などを行っている。主な業務は、生命保険・損害保険の募集に関する業務、ファイナンシャルプランニング業務、資産計画の企画立案に関する業務、経営に関する講習会の開催に関する業務、企業の販売活動に関する人材育成のための教育及び育成業務など。

URL <http://www.rml.co.jp>

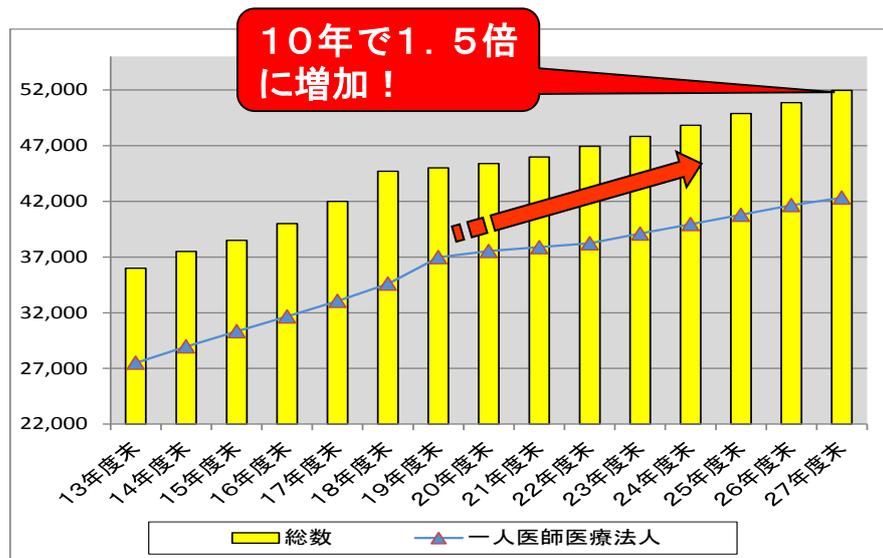
事業所得が幾らなら、医療法人化？

多くの開業医の先生方がお感じの通り、近年医療業界における経営競争は年々激化しております。貴院におかれましては、経営面で下記のようなご不安をお感じではありませんか？

- 税金が重荷だ。今後、収益が上がる程に税負担も増えるのではないか？
- 自分に万が一の事があった場合、自院は閉院しなければならないだろうか？
- 後継候補者はいるが、事業承継は今のままでスムーズに行えるのだろうか？
- 今後、事業展開を図りたいが個人経営のまままでできるのだろうか？

上記のようなお悩みをお持ちの病医院様には医療法人化をお勧めしております。

下グラフのように、医療法人化をする医療機関様は年々増加しています。



- 【医療法人化のメリット】**
- I. 所得の分散による節税効果
 - II. 経費化できる支出の幅が広がる
 - III. 社会保険の源泉徴収がなくなる
 - IV. 事業拡大が図れる
 - V. 退職金が支給できる
 - VI. 相続対策、事業承継円滑化

ところで、医療法人化をご検討されるにあたり、医療法人解散時の残余財産が国等に帰属するという問題点や、書類準備・手続きが煩雑な点、節税効果が得る程の所得がないと感じる等、ご不安な点があるというお話をよくお聞きします。

しかし、解散時の残余財産の件については解決策があり、多くの場合、現在では法人化をするにあたってのネックにはなっていません。

弊社では、提携する経験豊富な専門コンサルタントにより、現在の貴院が法人化した方がよいか個人経営のままがよいかの節税効果シミュレーションを無料にて実施させて頂いております。

下記までどうぞお気軽にお問い合わせ下さい。

是非、この機会に『医療法人化シミュレーションサービス』(無料)をご利用ください。お申込は下記申込書にご記入のうえ、FAXにてお申し込み下さい。追ってご連絡させていただきます。

(主な必要資料：直近の決算書、確定申告書)

「医療法人化シミュレーションサービス」申込書

住所			
医療機関名	氏名		
ご担当者	連絡先Tel	-	-

自宅
 病医院

【お問合せ先】 TEL: 076-239-3820

(有)アイエム (石川県医師会関連団体) 担当: 山下、吉川
〒920-8201 金沢市鞍月東2丁目48番地 石川県医師会・日赤協同ビル2F

FAX: 076-239-3821